

## 「大地の会」 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「新潟県越路大地の会」と称し、事務局を会長指定の場所に置く。

(目的)

第2条 この会は、越路の大地に拘わる学習や活動を通して、より深く地域を理解し、会員相互の親睦を深め合うと共に、地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地学を中心テーマとして学習会並びに巡検を開催すること。
2. 地学を中心とした情報を提供すること。
3. その他目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 この会は居住地、男女を問わず本会の趣旨に賛同する中学生以上の個人・団体・企業で、所定の会費を納めた者をもって組織する。

2. 会員の区分は次のとおりとする。

- (1)個人会員 一般の人、中・高校・大学生
- (2)家族会員 一般個人会員と同居または生計を一にする家族
- (3)賛助会員 本会の目的に賛同する企業・団体・個人

3. この会の目的並びに事業遂行のため顧問を置く。

(役員)

第5条 1. 会長 1名  
2. 副会長 2名  
3. 幹事長 1名  
4. 幹事 若干名  
5. 会計 1名  
6. 監事 2名

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。
3. 幹事長は会長の命を受けて会務を処理する。
4. 幹事は幹事長のもと事務局を構成し、会務を遂行する。
5. 会計はこの会の会計事務を処理する。
6. 監事はこの会を監査する。

